



令和4年8月29日
自動車交通部

タクシー運賃の変更認可申請について（石川地区）

令和4年8月26日に石川地区のタクシー事業者1社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、本申請の日から3ヶ月の間に申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※）が石川地区全体の7割（308両）以上となった場合に運賃改定の要否について審査を開始することとなります。

1. 申請者

事業者名：石川交通株式会社

住所：石川県金沢市長田2丁目25番地25号

2. 運賃適用地域（別紙参照）

石川地区（金沢地区を除く石川県全域）

金沢地区：金沢市、白山市A（白山市のうちH17. 2. 1に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域）、かほく市、野々市市、河北郡の区域

※石川地区 車両数（令和4年8月26日現在）

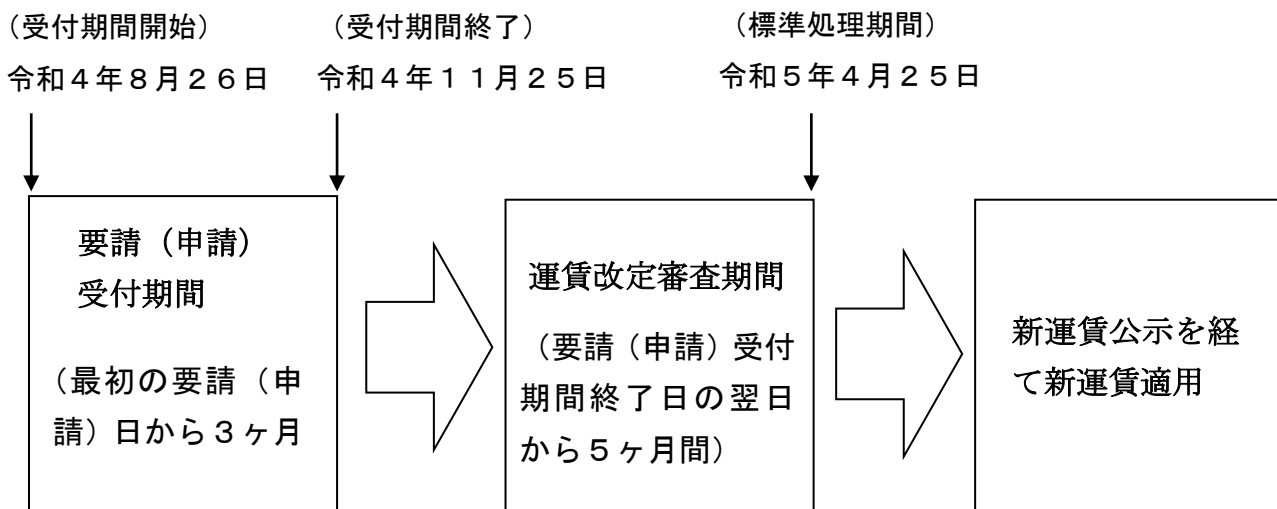
車両数：440両（36事業者）

【お問合せ】

旅客課 桑原、山田

電話 025-285-9154

4. 今後のスケジュール



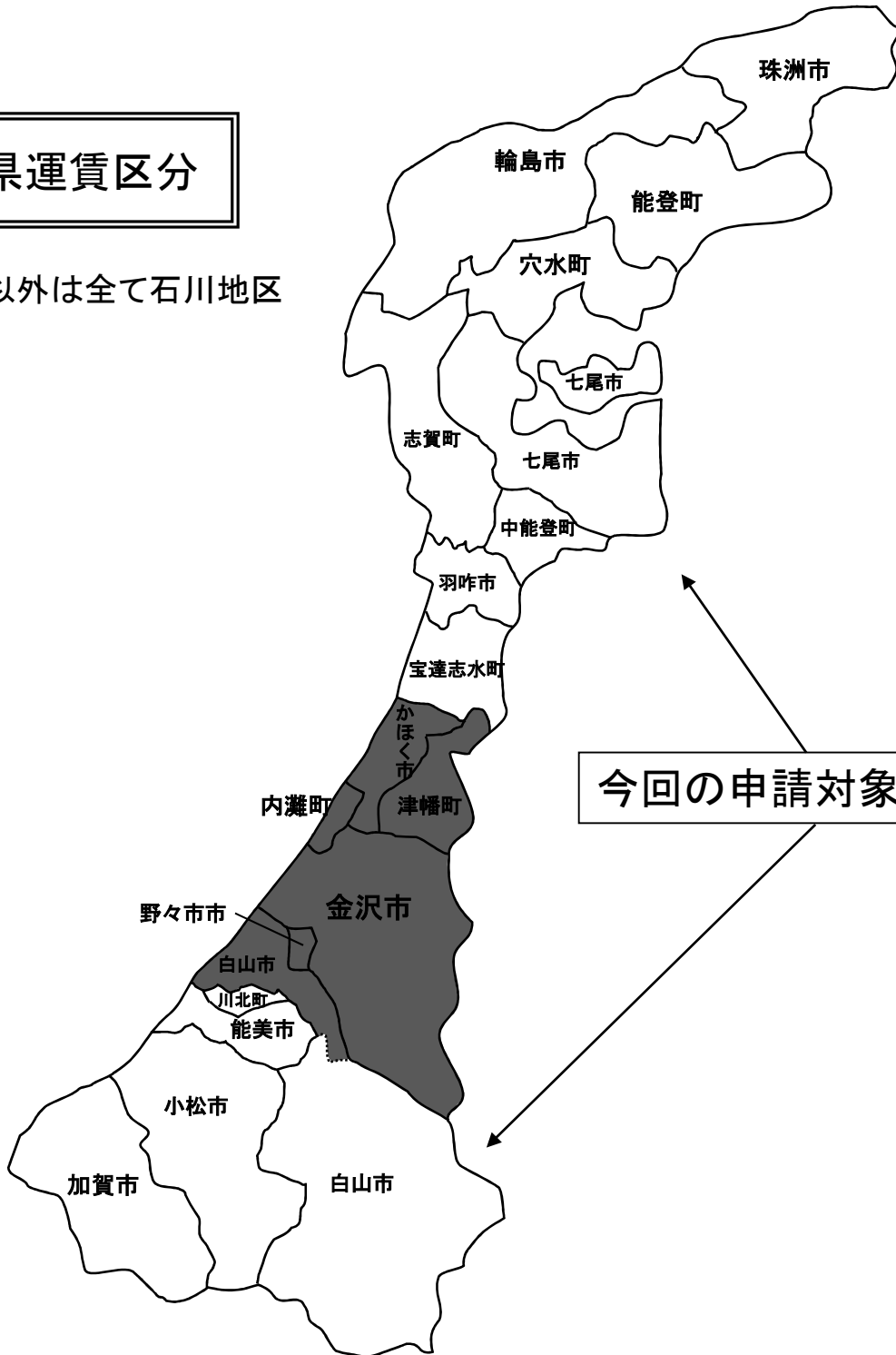
- ・要請（申請）受付期間に、要請（申請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が石川地区全体の7割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。
- ・要請（申請）受付期間に、要請（申請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が石川地区全体の7割に達したものの、要請（申請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率がいずれも100%を超える場合、運賃改定手続きは見送ります。

※「要請」と「申請」の違いについて

- ①特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法における特定地域又は準特定地域に指定されている営業区域を有する事業者については、公定幅運賃変更の「要請書」を提出する。
 - ②①以外の地域に営業区域を有する事業者及び①と①以外の営業区域の両方に営業区域を有する事業者については、道路運送法第9条の3に基づく運賃及び料金の変更認可「申請書」を提出する。
- ・石川地区では、「南加賀交通圏」（小松市、加賀市、能美市、能美郡川北町の区域）が準特定地域に指定されている。

石川県運賃区分

※金沢地区以外は全て石川地区



- 石川地区(金沢地区を除く石川県の全域)
- 金沢地区(金沢市、白山市A(白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域)、かほく市、野々市市、河北郡の区域)